

地方独立行政法人長崎市立病院機構 公告第26号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託候補者を決定することとしたので、次のとおり公告する。

令和4年7月19日

地方独立行政法人 長崎市立病院機構

理事長 片峰 茂



1 業務の概要

(1) 業務名

医師の人事給与制度設計業務及び働き方改革推進支援業務

(2) 業務内容

医師の人事給与制度設計業務及び働き方改革推進支援業務説明書(以下「説明書」という。)による。

(3) 履行期間

令和4年9月1日(木)から令和5年6月30日(金)まで

(4) 履行場所

地方独立行政法人長崎市立病院機構 ほか

(5) 予算額

16,048,000 円(消費税相当額を含む。)

2 提案資格

提案者が満たすべき要件(以下「提案資格」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあつた者(更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (3) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあつた者でないこと。
- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成7年 11 月 7 日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成 24 年長崎市告示第 85 号)の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成 16 年長崎市告示第 305 号)及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱(平成 24 年長崎市告示第 829 号)

の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

- (5) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「各種計画策定」「各種検査、分析、調査、測定」「行事の企画・運営・設営」「研修・講演、講師派遣」「保険・医療関連業務」「その他の業務」のいずれかの業種で登録がある者
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 平成24年4月から本業務公告日までに完了した同種業務の受託実績が1件以上ある者
- (8) 本業務の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)を結成する場合は、構成員全ての者が(1)から(6)までの要件を全て満たすものであること。ただし、(7)は、構成員のいずれかの者が要件を満たす者であること。
- (9) (8)の場合において、同一コンソーシアムの構成員については、資本・人的関係(コンソーシアムの一構成員の代表者(入札・契約締結権限を有する受任者(以下、「受任者」という。)を含む。)が、同一コンソーシアムの他の構成員の代表者(受任者を含む。)を兼ねている場合を除く。)がある2者以上の者が含まれることを妨げない。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、地方独立行政法人長崎市立病院機構ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は、事前に3(2)の担当所属まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和4年8月2日(火)の17時30分まで

(2) 説明書の交付場所

長崎県長崎市新地町6番39号

地方独立行政法人長崎市立病院機構 理事長室(電話:095-822-3251)

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和4年7月29日(金) 17時30分必着(提出期限内に下記の提出場所に到達していること。)

(2) 参加表明書の提出場所、場所及び方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先(様式ア)

ウ コンソーシアムを結成する場合は、コンソーシアムの結成に係る協定書の写し及び代表者への

委任状(様式シ)

なお、協定書の写しについては、提案書提出時までに提出することを認める。

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

通知予定日 令和4年8月2日(火)

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1)受付方法

質問書(様式ク)に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2)説明書等に対する質問の受付期限

公告日から令和4年8月2日(火) 17時30分必着

(3)質問書送付先及び連絡先

地方独立行政法人長崎市立病院機構 理事長室

電話:095-822-3251

E-mail:rijichoshitsu@ncho.jp ファクシミリ:095-826-8798

(4)質問に対する回答

令和4年8月8日(月)までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式ケ)により提案資格を満たす者すべてに電子メールで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1)提案書の提出期限

令和4年8月22日(月)17時30分必着(提出期限内に下記提出場所に到達していること。)

(2)提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1)ヒアリングの有無

有

(2)ヒアリング予定日

令和4年8月26日(金)又は8月29日(月)

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表(様式コ)にて通知する。

9 受託候補者の決定・非決定に関する事項

(1) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託候補者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和4年8月30日(火)(予定)に通知する。

(2) 決定された受託候補者と、地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程に基づき業務委託契約を締結する。なお、受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と契約締結ができるものとする。

なお、契約内容(仕様書等)については、提案内容を踏まえて決定し、見積書を徴取した上で、契約を締結する。

【評価基準】

評価項目	評価の視点・判断基準	提案書類	配点	
組織評価	履行実績 (医師の人事給与制度設計業務)	平成 24 年4月から本業務公告日までに完了した業務について、同種業務の実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいか等を総合的に評価する。 A 5 点:同種業務の実績(内容・成果)が 3 件以上 B 3 点:同種業務の実績(内容・成果)が 2 件 C 0 点:同種業務の実績(内容・成果)が 1 件	業務等実績 調書 (様式ウ-1)	5
	履行実績 (働き方改革推進支援業務)	平成 24 年4月から本業務公告日までに完了した業務について、同種業務の実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいか等を総合的に評価する。 A 5 点:同種業務の実績(内容・成果)が 3 件以上 B 3 点:同種業務の実績(内容・成果)が 2 件 C 0 点:同種業務の実績(内容・成果)が 1 件	業務等実績 調書 (様式ウ-2)	5
	実施体制 (医師の人事給与制度設計業務)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかどうかを総合的に評価する。なお、コンソーシアムを結成する場合は、本業務を担当する構成員の同種業務の実績を評価する。 A 5 点:担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる B 3 点:担当者の配置や構成が明確であるが、迅速・柔軟に対応できるか不明である(不安がある) C 0 点:担当者の配置や構成が明確ではなく、迅速・柔軟に対応できない恐れがある	業務実施 体制 (様式イ-1) (様式エ-1)	5
	実施体制 (働き方改革推進支援業務)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかどうかを総合的に評価する。なお、コンソーシアムを結成する場合は、本業務を担当する構成員の同種業務の実績を評価する。 A 5 点:担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる B 3 点:担当者の配置や構成が明確であるが、迅速・柔軟に対応できるか不明である(不安がある) C 0 点:担当者の配置や構成が明確ではなく、迅速・柔軟に対応できない恐れがある	業務実施 体制 (様式イ-2) (様式エ-2)	5
担当者評価	業務責任者の同種業務の実績 (医師の人事給与制度設計業務)	平成 24 年4月から本業務公告日までに完了した業務について、業務責任者の同種業務の実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいか等を総合的に評価する。なお、コンソーシアムを結成する場合は、本業務を担当する業務責任者の同種業務の実績を評価する。 A 5 点:業務責任者1名以上に同種業務実績 3 件以上 B 3 点:業務責任者1名以上に同種業務実績 2 件 C 0 点:業務責任者1名以上に同種業務実績 1 件	配置予定者 調書 (様式エ-1)	5

	業務責任者の同種業務の実績 (働き方改革推進支援業務)	平成 24 年4月から本業務公告日までに完了した業務について、業務責任者の同種業務の実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいか等を総合的に評価する。なお、コンソーシアムを結成する場合は、本業務を担当する業務責任者の同種業務の実績を評価する。 A 5 点:業務責任者1名以上に同種業務実績 3 件以上 B 3 点:業務責任者1名以上に同種業務実績 2 件 C 0 点:業務責任者1名以上に同種業務実績 1 件	配置予定者 調書 (様式エ-2)	5
	担当者の同種業務の実績 (医師の人事給与制度設計業務)	平成 24 年4月から本業務公告日までに完了した業務について、担当者の同種業務の実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいか等を総合的に評価する。なお、コンソーシアムを結成する場合は、本業務を担当する担当者の同種業務の実績を評価する。 A 5 点:担当者1名以上に同種業務実績 3 件以上 B 3 点:担当者1名以上に同種業務実績 2 件 C 0 点:担当者1名以上に同種業務実績 1 件	配置予定者 調書 (様式エ-1)	5
	担当者の同種業務の実績 (働き方改革推進支援業務)	平成 24 年4月から本業務公告日までに完了した業務について、担当者の同種業務の実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいか等を総合的に評価する。なお、コンソーシアムを結成する場合は、本業務を担当する担当者の同種業務の実績を評価する。 A 5 点:担当者1名以上に同種業務実績 3 件以上 B 3 点:担当者1名以上に同種業務実績 2 件 C 0 点:担当者1名以上に同種業務実績 1 件	配置予定者 調書 (様式エ-2)	5
組織評価・担当者評価 計				40
実施方針等評価	業務理解度 (医師の人事給与制度設計業務)	公募要領等を踏まえ、提案された「実施方針」について、本業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に評価する。 A 5 点:本業務の目的、条件、内容を十分に理解している B 3 点:本業務の目的、内容のいずれかにおいて理解不足である C 0 点:本業務の目的、条件、内容全てにおいて理解不足である	実施方針 (様式カ-1)	5

	業務理解度 (働き方改革推進支援業務)	公募要領等を踏まえ、提案された「実施方針」について、本業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に評価する。 A 5点:本業務の目的、条件、内容を十分に理解している B 3点:本業務の目的、内容のいずれかにおいて理解不足である C 0点:本業務の目的、条件、内容全てにおいて理解不足である	実施方針 (様式カ-2)	5
	実施手順 (医師の人事給与制度設計業務)	「仕様書 5業務内容」に提示した各業務について、(1)実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合、(2)業務量の把握状況を示す業務行程計画の妥当性が高い場合に評価する。 A 5点:(1)、(2)のいずれにも満足する場合 B 3点:(1)又は(2)のうち、どちらかに満足する場合 C 0点:(1)、(2)のうち、どちらにも満足しない場合	業務の実施手法 (様式キ-1)	5
	実施手順 (働き方改革推進支援業務)	「仕様書 5業務内容」に提示した各業務について、(1)実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合、(2)業務量の把握状況を示す業務行程計画の妥当性が高い場合に評価する。 A 5点:(1)、(2)のいずれにも満足する場合 B 3点:(1)又は(2)のうち、どちらかに満足する場合 C 0点:(1)、(2)のうち、どちらにも満足しない場合	業務の実施手法 (様式キ-2)	5
実施方針等評価 計				20
提案内容評価	提案内容の評価 (医師の人事給与制度設計業務)	本業務の提案内容が、効果的な実施方法であるかを評価する。 A 50点:非常に優れている B 40点:優れている C 25点:標準的である D 10点:やや劣っている E 0点:劣っている	企画書 (任意様式)	50
	提案内容の評価 (働き方改革推進支援業務)	本業務の提案内容が、効果的な実施方法であるかを評価する。 A 50点:非常に優れている B 40点:優れている C 25点:標準的である D 10点:やや劣っている E 0点:劣っている	企画書 (任意様式)	50
提案内容評価 計				100
参考見積を除く合計				160

参考 見積	業務コストの 妥当性	参考見積が妥当な金額であるかを評価する。 満点(40点)×(参考見積価格のうち最低価格／自社の参考見積価格)	見積書 (任意様式)	40
		合計		200

受託候補者の特定

- ア 委員の合計点数の平均点(小数点第二位以下切り捨て)と参考見積から算出した点数(小数点第二位以下切り捨て)の和が最も高い提案者を受託候補者とする。
- イ アにより算出した点数が同点になった場合は、評価項目の「提案内容評価」の合計点数が最も高い者をもって受託候補者に特定する。
- ウ アにより算出した点数が同点で、かつ「提案内容評価」の合計点数が同点になったときは、参考見積金額の最も低い者を、受託候補者に特定する。
- エ 「提案内容評価」において、いずれかの項目について委員全員の配点が0点のものがある場合、または委員全員の評価の合計点数が満点の2分の1未満の場合は、受託候補者として非特定とする。
- オ 参考見積金額が業務規模と大きく乖離がある場合は非特定とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、地方独立行政法人長崎市立病院機構における長崎市情報公開条例施行規程(平成24年規程第10号)に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。
- ア 提案資格を満たさないこととなった場合
- イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- ウ 特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行った場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て当機構に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

(10) 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を3(2)の場所に届出なければならない。

12 担当

〒850-8555 長崎県長崎市新地町6番39号

地方独立行政法人長崎市立病院機構 理事長室

電 話:095-822-3251

ファクシミリ:095-826-8798

E-mail:rijichoshitsu@ncho.jp

